

(横浜市災害支援ナース)

Uokohama disaster assistance Nurse

災害時、あなたの力を貸してください。

横浜市では、災害時の医療救護活動を支援していただける看護職を募集し、 登録をしています。

Yナースとは?

大震災発生時に、あらかじめ登録された医師、薬剤師、市職員と共に、横浜市防災計画に基づく「医療救護隊」として活動する看護職のことです。活動内容は、区内の避難所等で主に軽症者に対する応急医療を行います。

※活動内容は区毎に異なります。詳しくは各区担当へお問合せください。



登録資格

横浜市に在住または在勤の保健師・助産師・看護師・准看護師の有資格者で、発災時に横浜市各区内の地域防災拠点(指定された小・中学校)等で支援活動ができる方。 (ただし、病院勤務等で、災害時に、職場に参集することになっている方は原則除く)

登録方法

- ●登録申込票を、登録を希望する 区福祉保健センター福祉保健課 へ郵送もしくはご持参ください。
- ●登録申込票は、区福祉保健センター福祉保健課で配布しています。

Yナース登録証 見本

見本 横浜市災害支援ナース

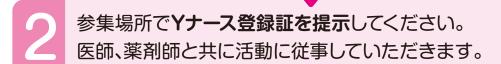
災害時、あなたの力を貸してください。

お問合せ

各区福祉保健センター福祉保健課 横浜市医療局医療政策課 TEL 045-671-3932 FAX 045-664-3851

発災時のYナースの動き

登録希望区において震度 6 弱以上の地震が発生した場合、もしく は震度6弱未満で各区役所から要請があった場合、あらかじめ 指定された参集場所へ参集します。







Q1 震度6弱以上の時は、必ず参集する必要がありますか?

いただきます。

Q2 震度6弱未満の場合は、どのように要請が来るのでしょうか?

■A 震度6弱未満で、各区が要請することを必要と認めた場合は、申込票に登録している 連絡先へご連絡します。

〇3 活動の際に、負傷してしまった場合は補償されますか?

■A 災害救助法、災害対策基本法等に基づき、補償を受けるために申請することができます。 (ただし、補償を受けるには審査が必要です。)



潜在看護師のための復職研修を行っています。

出産・育児等を理由に離職し、ブランクのある潜在看護師の方が再び医療の現場で活躍 していただけるよう、市内複数の病院が合同で行う復職研修が開催されています。 ※詳細は下記の問合せ先までご連絡ください。

お問合せ横浜市医療局医療政策課

TEL 045-671-2466 FAX 045-664-3851

HP: 「横浜市 看護職のためのページ」で検索

http://www.city.yokohama.lg.ip/iryo/kango/fukusyokusien/

